

文京区立大塚小学校 PTA 役員および委員等選出に関する細則

【目的】

第 1 条 この細則は、大塚小学校 PTA 規約第 9 章に規定する役員及び会計監査、並びに第 10 章に規定する委員選出が円滑に行われることを目的として制定する。

【役員および委員の種類】

第 2 条 この細則では、次の各項にあたる役職者の選出方法を定める。

- ① 会長、副会長、書記、会計の各役員。
- ② 会計監査委員。
- ③ 学年代表委員会、広報委員会、保健厚生委員会、校外委員会、役員候補者推薦委員会の各委員。

2.特別委員会およびその委員については、必要に応じて別途細則を定めこれを参照する。

【役員および会計監査の選出の時期】

第 3 条 前年度の 2 学期に当該年度の役員選出を行う

【役員選出調査票の提出】

第 4 条 推薦委員会での役員選出を円滑に行うため、保護者は、あらかじめ推薦委員会から配布された立候補調査票（前年度 2 学期に配布またはメールにより調査フォームを配信）に次の事項を記載または入力し、提出する。

- ・児童名、保護者名（当該年度の委員に登録できるのは各家庭 1 名とする）
- ・児童の学年
- ・連絡先（メールアドレス・携帯電話等）
- ・立候補の意思確認、立候補する役員の種別（当該年度のみ）
- ・役員経験の有無（きょうだいで経験含む）
- ・当該児童にかかる委員経験の有無・委員の種別・回数
- ・部活の部長経験の有無・回数、当該年度の部長就任の予定有無

【会長の選出】

第 5 条 役員の選出は、推薦委員会と PTA 本部が協議してすすめる。

第 6 条 選出方法は、立候補を原則とする。会長に立候補者が複数の場合および立候補者がいない場合は、推薦委員会と PTA 本部が会員の中から候補者を推薦する。

【会長以外の役員の選出】

第 7 条 推薦委員会が第 4 条の調査票の集計結果に基づき当該年度の会長以外の役員を選出する。

第 8 条 選出方法は、立候補を原則とする。同一役員に立候補者が複数の場合は、話し合いにより推薦委員より選出する。

第 9 条 立候補者が定数に満たない場合は、推薦委員会から配布された推薦調査票により各学年から 1 名以上選出し、合意のうえ、推薦委員より選出する。

第 10 条 第 9 条での他薦で定数に満たない場合は、当該児童にかかる学年ごとで第 31 条での免除対象者を除き、委員の経験回数および部活の部長の経験回数の少ない保護者の中から推薦委員より公正な方法で役員を抽選等で選出する。

【会長以外の役員の役職】

第 11 条 役職決定における優先順位は、自薦（立候補）、他薦、抽選等からの選出の順となる。

【会計監査委員の選出】

第 12 条 会計監査委員は推薦委員会より推薦するが、原則として、前年度会計が当該年度の会計監査の推薦を受ける。候補者が定数に満たない場合は、会計とその他役員経験者から選出する。

第 13 条 役員候補者は、前年度の年度末総会にて承認を得て、当該年度役員に決定する。

【委員選出の時期】

第 14 条 前年度の 3 学期に当該年度の委員選出を行う。ただし新 1 年生は年度当初にて当該年度の委員の選出を行う。

【委員選出調査票の提出】

第 15 条 PTA 本部での委員選出を円滑に行うため、保護者は、あらかじめ PTA 本部から配布された立候補調査票（前年度 3 学期に配布またはメールにより調査フォームを配信）に次の事項を記載または入力し、提出する。

- ・児童名、保護者名（当該年度の委員に登録できるのは各家庭 1 名とする）
- ・児童の学年
- ・連絡先（メールアドレス・携帯電話等）
- ・地域班

- ・立候補の意思確認、立候補する委員の種別（当該年度のみ）
- ・役員経験の有無（きょうだいで経験含む）
- ・当該児童にかかる委員経験の有無・委員の種別・回数
- ・きょうだいがいる場合の他学年での委員立候補予定
- ・部活の部長経験の有無・回数、当該年度の部長就任の予定

第 16 条 在校児童が複数名いる保護者にあつては、同一年度に複数の児童の役員および委員等に同時に就任することはできない。当該保護者が役員および委員等に立候補する場合は、いずれか 1 人の児童の学年において立候補する。

【委員の選出】

第 17 条 選出する各委員の人数は、学年代表委員（各学年 2 名）、広報委員（各学年 1 名）、保健厚生委員（各学年 1 名）、推薦委員（各学年 1 名、但し 6 年は任意）、校外委員（各地域班（丸山 2 班を除く）（以下「地域班」という）1 名）とする。

第 18 条 PTA 本部において、第 15 条の調査票の集計結果にもとづき当該年度の委員を選出する。

第 19 条 選出方法は、立候補を原則とする。

第 20 条 同一委員に立候補者が複数の場合および立候補者がいない場合は、それぞれ第 23 条および第 24 条の方法で委員を選出する。

第 21 条 選出時、調査票未提出の保護者についても、立候補者がいない場合の抽選等による選出対象となる。

第 22 条 校外委員は地域班ごとに当該児童が、2 年から 5 年および 6 年で次年度在校生がいる保護者の中から選出する。ただし立候補不在の場合は、当該年度 1 年生で立候補できる。

【同一委員で立候補者が複数の場合】

第 23 条 委員（当該児童にかかるものに限る）および役員（きょうだいで経験含む）（以下「委員および役員」という）の未経験者を優先して選出する。立候補者が委員および役員の経験者のみである場合においては PTA 本部が公正な方法で当該委員を抽選等で選出する。

【立候補者がいない場合】

第 24 条 委員の立候補者がいない場合は、以下に掲げる場合に応じて選出する。

- ① 委員、部活の部長および役員の未経験者が委員の定員以上いる場合
上記未経験者の中から PTA 本部が公正な方法で当該委員を抽選等で選出する。
- ② 委員、部活の部長および役員の未経験者がいない場合、または定員に満たない場合

第 31 条での免除対象者を除き、部活の部長の経験回数および当該児童にかかる委員経験回数の少ない保護者の中から PTA 本部が公正な方法で当該委員を抽選等で選出する。

第 25 条 校外委員の立候補者がいない場合は、校外委員の選出をその他の委員よりも優先して行う。

第 26 条 第 24 条にかかわらず、公平性が保たれる範囲で、委員、部活の部長または役員経験者の自薦による委員立候補は、これを妨げない。

【委員の役職】

第 27 条 委員の役職は、委員長と副委員長、必要に応じて書記と会計を設けることができる。

第 28 条 委員の役職は、各委員の 2 年から 5 年および 6 年で次年度在校生がいる保護者の中から決める。

第 29 条 委員の役職決定における優先順位は、①自薦（立候補）、②話し合い、③抽選等による選出者の順とする。

第 30 条 委員の役職は、委員総会までに決定する。

【役員および委員の免除】

第 31 条 以下の者は役員および委員免除の対象となる。

- ・役員（会計監査以外）を 1 年以上務めた保護者は、次年度以降、今後入学予定のきょうだいまで役員および委員就任を免除する。
- ・当該年度において役員および委員ができない理由が正当と認められた保護者
- ・他（きょうだい）の学年において当該年度の委員に就任する保護者
- ・転入児童の保護者であって、転入前の学校において役員を 1 年以上務めた者。ただし、就任の事実を書面により疎明できる場合に限る。
- ・当該年度において部活の部長に就任する保護者

【欠員の補充】

第 32 条 年度途中で委員に欠員が生じた場合は、第 15 条から第 26 条までの規定により欠員の生じた年の保護者の中から委員を選出する。

【引継ぎ】

第 33 条 引継ぎ 前年度役員・実行委員と当該年度役員・実行委員もしくは今年度役員・実行委員と当該年度役員立候補者・実行委員立候補者は、お互い協力し引き継ぎに努めることとする。（*繁忙期は特に）会員資格を有しない旧年度役員・実行委員が引き継ぎをする場合は、当該年度役員・実行委員立会いのもと、本校にて情報開示の許可を得て引き継ぎをすることができる。

【個人情報の開示】

第 34 条 やむを得ない理由で当事者である保護者同士が直接会話することが適当と学校が判断した場合は、当該保護者の了解を得たうえで、個人情報（電話番号のみとする）を学級担任から当該保護者へ開示する。また、開示された個人情報は当事者間のみでの使用に限定し、他の保護者等第三者へは開示しない。また、了解を得られている目的以外には個人情報を使用しないものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和 4 年 1 月 13 日より施行する。
- 2 令和 2 年度以前の校外委員経験者については、当該児童にかかる令和 3 年度以降の委員選出において、委員経験者とみなすものとする。
- 3 6 年時に活動する卒業対策委員については、PTA 規約に規定されていないことから、その選出はこの細則によらず行うこととなるが（例年、5 年次の 3 学期に選出）、公平性の観点から、委員、部活の部長および役員の未経験者を中心に選出されることが望ましい。また、5 年次の委員選出立候補調査票において、委員、部活の部長および役員の未経験者である保護者が卒業対策委員の委員長等中心的な役割に就くことを希望した場合は、委員選出に支障のない範囲において考慮されることが望ましい。
- 4 この細則に実務上の不備が発生した場合には、実行委員会で協議・検討し、改定することができる。なお、改定した場合は文書による通知など適宜の方法により保護者に周知する。

令和 4 年 4 月 28 日 一部改正
令和 5 年 11 月 18 日 一部改正